

平成 22 年 2 月 17 日 まちづくり調整・都市整備・道路委員会 都 市 整 備 局

市第 118 号議案 市有建物明渡しについての訴えの提起

戸塚駅前地区中央土地区画整理事業において、仮住居として提供した市有建物を、平成 24 年 3 月 31 日を期限に、明け渡しを求めます。

1 経過

平成 18 年 6 月～	移転について協議。 「このまま住み続ける。移転しない。」
平成 20 年 4 月	提案：施行者が住居を用意し、代物弁済する。
平成 20 年 9 月～12 月	施行者は、代物弁済用住宅を建設。
平成 20 年 10 月	「このままでよい。移転しない。」 話し合いが、進まない状況となる。
平成 21 年 3 月 10 日	直接施行の実施。
～ 4 月 17 日	「代物弁済用住宅を仮住居に充て、移転。」
平成 21 年 10 月 6 日	損失補償について協議（法定協議）
～ 10 月 30 日	「補償協議には、応じない。」
平成 21 年 12 月 16 日	神奈川県収用委員会へ、補償金について裁決申請。 「 」: 相手方の主張、行為

2 明渡し訴訟のねらい

明渡し訴訟の手続きの中で、裁判官を介した話し合いの場を設ける事により、相手方と合意することをねらいとしています。

最も望ましい解決策は、現在、相手方が居住している市有建物を、損失補償として代物弁済を受ける、または、施行者が用意している損失補償金を充て、買い取ることでありと考えております。

訴訟を提起することとはなりますが、施行者として相手方との円満な解決をめざす立場から誠意をもって対応してまいります。